

基勞補発1001第1号  
平成25年10月1日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部補償課長

「労働基準法施行規則の一部を改正する省令」の施行に伴う  
関係通知の改正について

標記について、労働基準法施行規則の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第113号）が平成25年9月30日に公布され、本日から施行されることとなったことから、下記のとおり関係通知を改正することとしたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

- 1 「じん肺法施行規則の改正に伴う労災補償上の取扱いに関する留意事項等について」（平成15年1月20日付け基勞補発第0120001号）の一部を次のように改正する。  
記の5中「第7号7」を「第7号8」に改める。
- 2 「石綿による疾病の業務上外の認定のための調査実施要領について」（平成24年9月20日付け基勞補発0920第1号）の別添「石綿による疾病の業務上外の認定のための調査実施要領」の一部を次のように改正する。  
石綿による疾病の業務上外の認定のための調査票の疾患名欄中「第7号7」を「第7号8」に改める。
- 3 「石綿による疾病の業務上外の認定のための調査実施要領（特別遺族給付金関係）について」（平成24年9月20日付け基勞補発0920第2号）の別添「石綿による疾病

の業務上外の認定のための調査実施要領（特別遺族給付金関係）」の一部を次のように改正する。

石綿による疾病の業務上外の認定のための調査票（特別遺族給付金関係）の疾患名欄中「第7号7」を「第7号8」に改める。